

非農地証明願

申請者が単独で申請をします。

非農地証明願<様式第39号>1部・添付書類1部

【確認事項】

- ・人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能であること
- ・申請者の農地所有年数は20年以上(同一世帯内の贈与・相続・時効取得を除く)
- ・申請者の所有する農地で申請地以外に違反転用が無いこと
- ・申請地は貸借・納税猶予の設定がないこと
- ・申請地は農用地区域から除外されているか、農用地区域でないことの証明がされていること
- ・非農地化されている場所が農地の一部であるなら、非農地化している土地の部分が分筆出来ていること

【添付書類】

- ・内容の審査・資格確認に必要ですので、■はかならず提出時に添付してください。

なお、追加提出等により受付が遅れたり、証明の交付までに時間がかかったり、証明書交付されない場合がありますのでご注意ください。

■登記全部事項証明書(原本)

- 権利部甲区の権利者が死亡の場合・・・相続人全員の同意及び被相続人の出生から死亡までの戸・除・原戸籍謄本(原本)及び相続関係図
- 住所が相違の場合・・・住民票抄本(原本)
- 氏名が相違の場合・・・戸籍抄本(原本)
- 成年後見人の登記証明書(原本)・・・申請人が被後見人の場合

■法務局備え付け公図(原本)

■土地改良区意見書(原本)・・・土地改良区・用水組合等がない場合は誓約書

■現況写真・・・申請地の全体がわかる写真(申請地が大きい場合、複数枚写すこと)

■位置図・・・住宅地図等で申請地の位置を示したもの

- 委任状・・・申請者以外の方が書類を提出される場合(必ず連絡が取れ、農業委員との現地立会いに参加できる者)※行政書士の方へ委任する場合も委任状が必要です。

■空中写真(原本)↓

10倍部分引伸印画・モノクロ・証明書・20年以上前の撮影記録証明書付き

財団法人日本地図センターつくば事務所空中写真部

〒305-0821 茨城県つくば市春日3-1-8

TEL 029-851-6657~8

FAX 029-852-4532

※インターネット等で印刷した画像では添付書類としては受付できません。

【申請受付後の注意事項】

- ・非農地証明願いを申請された場合は、締め切り日から農業委員会総会開催日までに必ず申請地区を担当する農業委員から連絡をさせていただきます。(必ず連絡が取れる者の連絡先を申請書または、委任状へ記入。)その際、申請者には地区農業委員と共に農地の現状について聞き取り、総会で審議するため立会いをしていただきます。
立会いができない場合は全権委任する内容を含んだ委任状を提出していただければ代理人でも立会いしていただけます。
- ・申請書類を預かれば事務局で書類を審査します。書類上問題が無く、受付したとしても地区農業委員との立会拒否・音信不通または立会時の発言する内容によっては総会での審議により保留及び不許可案件となりうる恐れもございます。